

2009年6月12日 全4頁

地球温暖化問題に対する中国の姿勢

経営戦略研究部
横塚 仁士

温暖化防止枠組条約会議に対する立場を表明

[要約]

- 中国政府が、2009年12月に開催される“ポスト京都議定書”のあり方を話し合うコペンハーゲン会議（COP15）に向けての立場を表明する文書を公表した。
- 中国は「発展途上国」の立場を鮮明にし、気候変動枠組防止条約や京都議定書に基づく枠組みを重視する一方で、先進国の一層の温暖化防止への取り組みを行うことを求めている。
- 中国は今後、先進国の数量化した目標を伴う温室効果ガスの排出削減を強く求め、中国国内では先進国からの資金提供や技術移転の促進を軸とした温暖化防止活動を行うと考えられる。

地球温暖化問題に対する最近の中国首脳姿勢

次ページの図表は、2009年に入ってから中国政府首脳による地球温暖化問題への主なコメントである。

図表に示した通り、09年12月にデンマークのコペンハーゲンにおいて開催される国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）をはじめとする世界的な地球温暖化防止の枠組みに関して、中国の首脳が発言を行う機会が増えている。

図表で紹介した一連のコメントにおいて注目されることは、中国が気候変動枠組条約と京都議定書に基づく世界的な枠組みを重視する姿勢を示していることと、地球温暖化問題の解決に向けた取り組みにおける先進国の義務を特に強調していることである。

中国はこれまで一貫して「発展途上国」としての立場を強調しており、先進国とは“共有だが差異ある責任”を負うことをたびたび強調している。そのため、2007年12月に開催されたバリ会議（COP13）で策定された「バリロードマップ」¹を実行することで、先進国が義務を果たすことを強く求めている。

¹ 排出削減に関する国際的な長期目標の検討、すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束および行動、途上国による計測・報告・検証可能な手法での緩和の行動、森林に関する取組み、国際協力などが盛り込まれた。

図表：中国政府首脳による地球温暖化問題への言及（2009年以降）

日付	発言者	会議・媒体名	発言の趣旨
2月1日	温家宝国務院総理	英紙FinancialTimesインタビュー	(中国のコペンハーゲン会議への姿勢を問われて) ・中国はコペンハーゲン会議を支持し、気候変動に対応する各項積極的施策を支持する。 ・中国は気候変動問題を非常に重視しており、発展途上国としてはじめて行動計画を策定した。 ・中国は現在まさに発展途上にあるので、コペンハーゲン会議で重たい目標を承諾することは難しい。
2月5日	姜瑜外交部スポークスマン	記者会見	・コペンハーゲン会議が成果を得るには、各方面が「共有だが差異ある責任」を遵守し、2012年以降先進国が率先して(温室効果ガス)排出削減を行う必要がある。 ・中国など発展途上国は温暖化防止に向けて努力を行ってきた。先進国が約束を守り、途上国のために資金を提供し技術を移転するならば、途上国はさらに貢献ができるであろう。 ・中国は他の途上国と同様に、継続して積極的に国際社会の気候変動問題に対する国際協力に参画し、我々は自身の負うべき貢献を果たす。
3月7日	楊潔篔外交部部長	第11回全国人民代表大会	・“共有だが差異ある責任”原則を引き続き遵守し、先進国と途上国のそれぞれ自身の可能な範囲で努力を続け、かつ協力することがコペンハーゲン会議が成功する上で重要である。
4月18日	温家宝国務院総理	ポアオアジアフォーラム	・“共有だが差異ある責任”と公平性の原則を堅持し、国連気候変動枠組条約の下で対話と交流を重ねて積極的に協力をを行い、地球全体で気候変動問題に対応すべきである。
4月23日	蘇偉国家発展改革委員会 気候変動対応グループ長	先進国首脳会議(G8)環境大臣会議	・発展途上国の気候変動問題への対応を向上するために、気候変動枠組条約の下で気候変動に対応するための専門組織を設立し、条約会議の指導の下で国際的な行動計画、組織、協調、監督・評価を行うべきである。
5月20日	温家宝国務院総理	第11回中国・EU指導者会合	・中国とEUは“共有だが差異ある責任”の原則を堅持し、コペンハーゲン会議で積極的な成果を得ることを目指す。
5月21日	国家発展改革委員会	—	・「パリロードマップを実行する」という題名のコペンハーゲン会議に向けた立場を表明する文書を公表(後述)。
5月27日	習近平国家副主席	米国上院外交委員会との会談	・中国政府はエネルギー・環境と気候変動問題を非常に重視しており、資源の節約と環境保護を基本的な国策としている。 ・中国と米国は世界最大のエネルギーの生産・消費国であり、エネルギーと環境分野で多くの共通の課題に直面しているため、協力の基盤が存在している。 ・中国と米国は省エネ・新エネルギー・再生可能エネルギー・クリーンエネルギーなどの領域で協力を強めることが可能である。 ・気候変動問題は全人類共通の課題であり、各国は“共有だが差異ある責任”の原則を堅持して協力を進めなければならない。
6月5日	温家宝国務院総理	国家気候変動対応指導グループ会議	・コペンハーゲン会議は「パリロードマップ」を軌道に乗せることが主要な目標であり、気候変動枠組条約と京都議定書を有効かつ持続的に実施する。 ・気候変動条約と京都議定書の枠組みを遵守し、“共有だが差異ある責任”、公平性の原則を体現し、持続可能な発展の原則を堅持する。 ・(気候変動の)緩和、適応、技術移転、資金サポートの問題を重点的に解決する。

(出所) 中国政府の発表資料や中国国内の報道に基づき大和総研作成

コペンハーゲン会議に対する中国の立場

中国政府は5月20日付で「**パリロードマップを実行する コペンハーゲン会議に向けた中国政府の立場**」という声明を公表した。以下で、本声明の要旨を主な項目に基づいて紹介する。

原則

- ・ “共有だが差異ある責任”を堅持し、先進国は持続不可能な生活方式を変えると同時に途上国に対して資金提供、技術移転を行うべきである。
- ・ 持続可能な発展の原則を堅持し、その枠組みのもとで経済発展、貧困の削減、気候の保護を統一的に考慮して、経済発展と気候変動問題への対応の両面で成果を得て、途上国の“発展する権利”を実現する。

目標

- ・ 先進国が京都議定書の第二約束期間における数量化された高い削減目標を引き受け、議定書を未批准の先進国も「比較可能な」排出削減を行うことを確保する。
- ・ 気候変動防止枠組条約の下で先進国が途上国に対して資金を提供し、技術を移転し、能力・制度構築を実現するための有効なメカニズムを生み出す。

（気候変動枠組み）条約の実施

気候変動（温暖化）に対する「緩和策」について

- ・ 先進国は、法的拘束力があり、数量化された“ 測量、報告、監査可能な ”排出削減義務を負うべきである。
- ・ 歴史的責任や公平性の原則、発展段階を考慮して先進国は全体で2020年までに1990年比で少なくとも40%以上（温室効果ガスを）削減するための適切な政策、措置と行動を実施する（下線部筆者）。
- ・ 発展途上国が国内で実施する温暖化対策と、先進国の数量化された排出削減義務は本質的に異なる。途上国が国内で行う対策は各国の実情に合わせ、自主的に行われるべきである。
- ・ 先進国が、途上国の対策のために提供した支援により得られた排出削減量は、先進国が負担する削減義務量として用いることはできない。

気候変動（温暖化）に対する「適応策」について

- ・ 条約の枠組みの下に総合的な適応機構を設立し、発展途上国とくに低開発国や島嶼国の適応に対するサポートを行う。
- ・ 気候変動枠組条約会議の指導の下で計画策定や組織化、協力、監督と評価などの国際的な適応行動などに責任を負う付属機関を設立する。
- ・ 条約の枠組みの下で「適応基金」を設立し、発展途上国の適応行動をサポートする。監督や評価に関する適切なメカニズムを構築する。

技術開発と移転について

- ・ 先進国が条約において担う義務を果たす一貫として技術開発と移転に関する機関を設置する。
- ・ 先進国の公共財政資金を財源とする技術取得基金を設立し、途上国の技術開発と技術移転に利用する。

資金サポートについて

- ・ 適応基金、緩和基金、技術取得基金と能力建設基金を設立し、条約締約国会議の指導の下で運営が行われる。これらの基金やカーボン・マーケットの資金は先進国により負担される。先進国は毎年、少なくとも一定の GDP 比（例：0.5-1%）の資金をこれらの基金に供給する。

以上に紹介したように、中国のコペンハーゲン会議（COP15）に向けた立場表明は、一貫して先進国の義務と、先進国による中国をはじめとする発展途上国の対策への支援を求めるものである。この声明からも、中国は国際的な地球温暖化防止の枠組みに協力はするが、排出削減義務に関しては先進国が負うべきものであり、先進国が義務を果たすことを条件として自国での温暖化防止の取組を行うことを強調している。

今後の展望

2007年12月に開催されたバリ会議において策定された「バリ行動計画」では、先進国と発展途上国の以降の対応として、以下のような項目が盛り込まれた。

先進国：「数量化された目標を含む測定・報告・検証可能である、適切な排出削減の約束または行動の実施」

途上国：「測定・報告・検証可能であり、技術や資金の供与及び能力構築により支援され、かつ可能になる適切な排出削減行動の実施」

すでに述べたように、中国は途上国としての立場を強調し、数量化された温室効果ガスの削減目標を掲げるとは当面ないと考えられるが、2007年6月に公表した「国家気候変動対応計画」では、以下の3点を2010年までの目標（2005年比）として掲げている。

GDP当たりのエネルギー消費量を20%削減する。

一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率を10%に引き上げる²。

国土の森林被覆率を20%に引き上げる。

中国政府はこれらの目標を達成するために、先進国による資金・技術支援の導入の重要性をたびたび強調していると同時に、省エネや再生可能エネルギーに関する法整備・政策の実施、排出権取引市場の開設などの対応策をここ数年で急速に実施している³。今後も中国は、先進国の数量化目標を伴う温室効果ガスの排出削減を強く求める一方で、国内では先進国からの資金提供や技術移転の促進を軸とした温暖化防止活動を行うと予想される。

日本政府は09年6月10日に、2020年までに2005年比で温室効果ガスを15%削減するという目標を公表したが、日本政府の目標に対して中国政府の代表者が「（日本政府の提示した数値が）日本が必要としている、またはそうすべきであるものに近いとは考えにくい」とコメントするなど⁴、途上国をはじめ海外の政府からは日本政府の姿勢を批判する声も出ている。

今後、中国をはじめとした開発途上国のさらに踏み込んだ協力を取り付けるには、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書でも指摘された「先進国全体が2020年に1990年比で25 - 40%の削減が必要」という水準に近い削減義務を、先進国全体で議論することが必要になると考えられ、日本政府もさらに踏み込んだ目標の設定を求められると考えられる。

（以上）

² 07年9月に公表された「再生可能エネルギー中長期発展計画」では、一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率を15%に引き上げる目標が掲げられている。

³ 中国の温暖化対策の内容については、横塚（2009）「中国の温暖化政策の動向と今後の展望」（『DIR経営戦略研究』第21号）をご参照されたい。

⁴ 英紙「FINANCAL TIMES」アジア版6月11日付記事より。